



この「トモトピ」のコーナーでは、障害者ときょうされんに関する、その時々ニュースやトピックスを紹介します

報酬が下がれば職員が雇えない

グループホームの報酬が変わる

厚生労働省は、1月27日付で「平成26年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等に関する意見の募集について」をホームページでパブリックコメントとし掲載しました。

報酬改定は、消費税増税に対応する報酬単価の引き上げやグループホームの一元化にともなう新たな報酬の考え方、生活介護における医師配置の見直しなどの提案となつていきます。その中で、グループホームの一元化に伴うあらたな報酬について看過できない内容が示されました。

宿直と夜勤を分ける

平成25年9月11日行われた障害者の地域生活の推進に関する検討会の資料を見ると、参加されてい

た団体の意見は、ほとんどが夜勤支援体制の充実を上げており、具体的には報酬単価をもっと上げてほしいという声でした。しかし、厚生労働省が作った主な意見のまとめとして、「グループホームの夜間の支援体制については、夜勤職員が配置できるよう、夜勤や宿直など勤務実態を反映した報酬設定を求める意見があった」としています。

ここで、夜勤と宿直を整理するという考え方が突然浮上し、その結果として今回の報酬のあらたな内容が示されることになりました。今回の報酬単価は下図のとおりです。

夜勤では、高い単価のところでは22単位しか上がらず、宿直の場合、高い単価のところでは202単位も

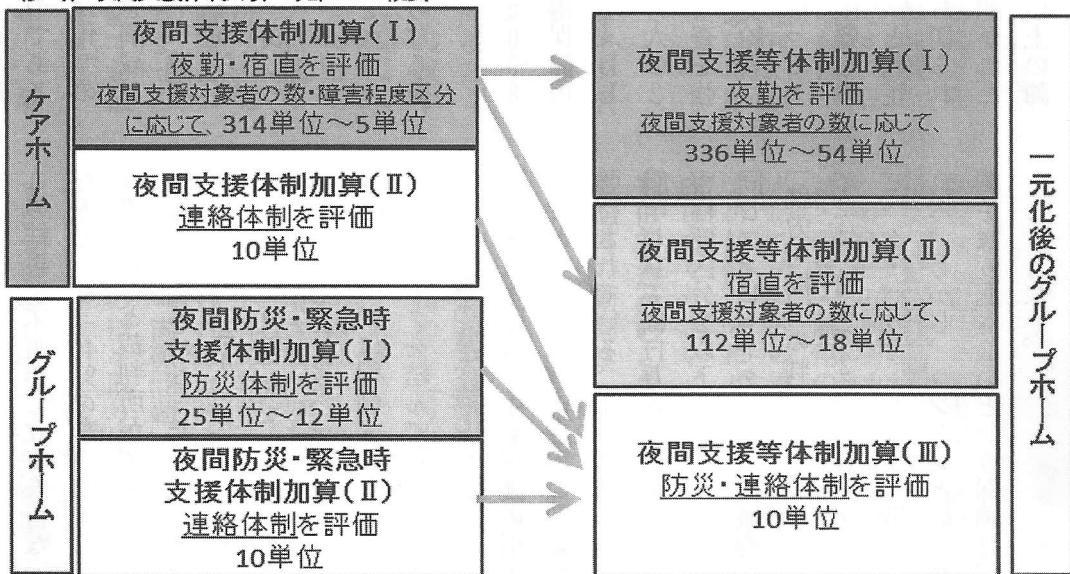
下がっています。これでは、夜勤支援体制の充実には程遠い内容になっており、しかも4月からの拙速な導入にグループホーム・ケアホームの存続自体危ぶまれるという声がたくさんあがりました。

そこで、きょうされんでは、実際にケアホームを運営している事業所に緊急に調査を行い、実態を踏まえた意見を厚生労働省に伝えることにしました。70法人310カ所のケアホームから回答が寄せられました。本当に利用者の要望に応えようと、必死に運営している実態が明らかになりました。

(編集委員

磯部 光孝)

(参考) 夜間支援体制加算の見直しの概要



2014年度報酬改定における グループホームの夜間支援体制加算の見直しに対する見解

2014年2月21日
きょうされん居住支援部会

1月27日、2014年度の報酬単価の改定案が厚労省より発表された。全体としては、消費税アップを見越して平均0.69%の上乗せとなるものだったが、多くの法人、グループホーム（以下、ホーム）関係者が愕然としたのは、ホームの夜間支援体制加算の見直しであった。

今年度まで夜間支援対象者の数、障害程度区分に応じて、すなわち支援する障害のある人の状態に応じて算定されていた加算が、「夜勤」と「宿直」という支援者側の勤務体制によって、大きく報酬単価に差がつけられたのである。

きょうされん会員のホームは、どんなに障害が重くても当たり前の生活を地域で支えていこうと、手厚い支援の必要な人たちを受け止めてきた。それは権利条約に記された「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利」の追求に他ならない。障害の重い人たち、高齢期を迎えた人たち、手厚い支援の必要な人たちが地域で安心して暮らしていくためには、1人ひとりの個別性を大切に支援が必要となる。そのような障害の重い人たちに対する支援を、この間、宿直体制をとりながらあたってきた。

実態としては夜間の支援もありながら、ホームに対する低い報酬単価の下で、また人材確保が困難な中で、ホームの運営を維持するためには、宿直体制しか取れないというのが現実だった。

1月31日から2月7日にかけて、きょうされんが行ったケアホーム運営影響緊急調査では、今回の報酬改定案に対して、「今でも正職をおさえ、パートに頼った運営になっているのに、これ以上のパート化は無理。とても正職は増やせないし、赤字が大幅に増えることにより事業そのものの運営が困難になることは確実」「宿直職員を配置できなくなる為、仲間の安全が守れなくなり、仲間がホームで生活できなくなる。行政の方針として施設入所から地域移行を進めていたのに、今さら梯子を外すようなやり方で、やっと地域で生活の始まった仲間たちの夢や希望を摘み取るようなことになる。介護する家族がない仲間、高齢の家族をもつ仲間の行き場がなくなる」など、報酬が下がることによる現場の苦しい実態が多くの関係者から語られている。

これまでギリギリの体制で運営することを余儀なくされてきた中で、今回の夜間支援加算の大幅な改定は、ホームの存続そのものを揺るがす事態となることは必至である。

きょうされんは、手厚い支援の必要な障害のある人たちの地域での生活を崩壊させかねない今回の改定に対し強く抗議するとともに、以下のように要望する。

一、手厚い支援を必要とする障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、グループホームの基本報酬の大幅な増額を

ホームにおける夜間の支援体制が宿直か夜勤かに関わらず、現在の基本報酬は障害の重い人、高齢期を迎えた人、手厚い支援が必要な人の生活に対する十分な支援体制が組めるものではない。障害のある人、特に障害の重い人が地域で安心して安定した暮らしを営むためには、手厚い人的支援が必要であるにも関わらず、現在の基本報酬は全くそのような想定がされていない。

また十分な労働条件が確保できないために支援者の確保がとても困難で、常に人手不足の中、支援者の献身的努力でホームの生活が守られている実態があり、その改善には一刻の猶予もならない。きょうされんは、そのような実態を根本から解決するために、基本報酬の大幅な増額を強く要望する。

二、今回の夜間支援体制加算の改定については白紙に戻し、グループホーム職員の勤務のあり方についての広範な論議と検討を

新年度まで2か月を切った中で、夜間支援体制の抜本的変更が必要となるこのような改定は、あまりにも現場の実態を無視したものと言わざるを得ない。拙速な提案に強く抗議するとともに、今回の夜間支援体制加算の報酬改定については一旦白紙撤回することを要望する。

ホームの夜間支援体制のあり方については、現場の実態を踏まえた論議が必要であり、早急に検討の場の設置を求めたい。きょうされんも現場での実態を持ち寄り、夜間の支援体制の在り方や人材確保などについて、障害者権利条約の立場に立って検討を進めていく。

以上